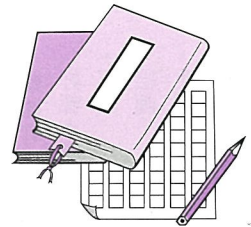


「税を知る週間」 がスタート



国税庁では、国民のみならず、税の意義や役割について理解を深め考えていただくため、11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、各種の広報・公聴活動を行っています。ぜひこの機会に、税について考えてみてはいかがでしょうか。うか。どうぞお気軽に、お近くの展示会場までお出かけください。

問合せ

銚子税務署

☎0479-2215

71

行事名	会場等		八日市場市立公民館 1階 エントランス ホール及び小会議室	
	開催日	時間	開催日	時間
中学生の税に関する作文展等	11月12日(金)	午前10時	11月19日(金)	午前9時
	11月14日(日)	午後8時	11月21日(日)	午後8時
税理士会銚子支部による税の無料相談	11月13日(土)	午前10時30分	11月20日(土)	午前10時30分
		午後4時		午後4時

お済みですか？

消費税の準備

個人事業者の皆様へ

平成15年度の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、所得税がゼロでも平成17年1月から消費税の課税事業者になります。

そのため、平成18年3月31日までに消費税の申告と納税が必要になります。

・新たに消費税の課税業者になる場合は、速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。

・課税事業者が消費者に対して商品やサービスの価格を表示する場合には、消費税額（地方消費税を含む）を含めた支払総額の表示を行うことが義務付けられています。

課税事業者が納付する消費税額は、「課税売上に対する消費税額」から「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除（仕入税額控除）した金額です。

・仕入税額控除の適用を受けるためには、「課税仕入

れ等の事実を記載した帳簿」とそれを証する「請求書等」の保存が必要です。（これらの保存がない場合、仕入税額控除は受けられません。）

なお、基準期間（平成15年分）の課税売上高が5,000万円以下の事業者の方は、課税売上に対する消費税額を基にして仕入控除税額を計算する方法（簡易課税制度）を選択すること

ができます。（簡易課税制度を選択する場合は、「消費税簡易課税制度選択届」の提出が必要となります。）

帳簿の記載の仕方がわからなくなっている個人事業者の方には、無料の記帳指導を行っております。お気軽にご相談ください。

詳しくは、東京国税庁ホームページ（アドレスhttp://www.tokyo.nta.go.jp）の「お知らせ」にある「消費税コーナー」をご覧ください。また、銚子税務署（☎0479-221571）までご連絡ください。

青色申告決算説明会・

消費税等説明会のご案内

開催日

12月6日(月) 旭市働く婦人の家

12月7日(火) 八日市場市民ふれあいセンター

12月8日(水) 銚子市青少年文化会館

時間

農業所得関係
午前9時30分～11時45分

まで

事業所得・不動産所得関係
午後1時30分～4時15分

まで

※ご都合のよい会場にお越しください。

内容

・青色決算書の作成要領
・青色申告特別控除の概要と貸借対照表の作成

要領

・消費税制度の概要（改正点を含む）
・年末調整のしかたについて

まで

（送付された決議書等一式と筆記具をご持参ください。）

問合せ

銚子税務署個人課税第1部門
審理・指導担当

☎0479-221574

税の一句

納税の義務果たして五十年
いま安らぎの日々を生きをり

納期限

11月30日(火)は、固定資産税第4期、国民健康保険税第5期、介護保険料第5期の納期限です。納め忘れのないようお早めに。